

(様式1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市災害廃棄物処理計画（案）
意見募集の趣旨	<p>本計画（案）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「群馬県災害廃棄物処理計画」や「災害対策基本法」に基づく「桐生市地域防災計画」との整合を図り、災害で発生した廃棄物の処理に関する基本的な考え方、処理体制、処理方法等の基本的事項を定めるものです。</p> <p>現計画は、平成31年3月に策定いたしました。近年では災害が増加しており、群馬県災害廃棄物処理計画の変更もあり、本計画を改定するものです。</p> <p>この度、「桐生市災害廃棄物処理計画」を改定いたしましたので、桐生市市民の意見提出手続に関する条例に基づき、意見提出手続（パブリックコメント）を実施するものです。</p>
意見を提出できる人	<ol style="list-style-type: none">1 市内に住所を有する個人2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体3 市内の事務所又は事業所に勤務する人4 市内の学校に在学する人5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和8年2月2日（月）～令和8年3月3日（火）
意見の提出方法	<p>住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 直接提出：清掃センターへ提出してください（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。(2) 郵送：〒376-0122 桐生市新里町野 461 番地 桐生市清掃センターあて送付してください。(3) ファクシミリ：0277-74-1011 へ送信してください。(4) 電子メール：seisosenta@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 <p>※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。</p>
参考資料	桐生市災害廃棄物処理計画（案）
担当	市民生活部 清掃センター 庶務担当係 電話 0277-74-1010
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報公表しません。

	<ul style="list-style-type: none">・個人情報の扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。
--	--